

## はじめに

平成16年4月に国立大学が国立大学法人となり、大学と企業間の共同研究が行われる場合の契約条件等については各大学で自主的に決定することになった。各大学とも独自の共同研究契約書の雛型を作って、企業と交渉しているが、実際の運用に際しては、各種の問題に直面し、多くの労力と時間を要するようになっている。

企業と大学は共同で研究を行うにしても、それぞれ目的、使命など異なり、また成果の実施についても立場が相違している。そのため実際の契約条件では上記目的、立場の相違による意見の対立が生じる。

そこで、企業との共同研究等で多くの経験を有する10大学の知的財産部門の責任者を中心にした研究会を開催し、各大学で共同研究等契約の際、実際に遭遇している問題点を摘出し、その事例を集積したものである。

これらの事例が、今後各大学と企業との共同研究契約等の交渉の参考となれば、幸いである。

平成18年3月

電気通信大学知的財産本部  
副本部長 堀 建二